

**伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村の感染警戒レベルを5に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します**

令和3年5月20日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

上伊那圏域においては、5月14日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、上伊那圏域における直近1週間（5月13日～19日）の人口10万人当たり新規陽性者数は22.27人（陽性者数40人、うち伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村（以下「5市町村」という。）38人）と、その前週の7.79人（陽性者数14人、すべて5市町村）、前々週の3.89人（陽性者数7人、すべて5市町村）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、感染経路不明の事例が多数確認されるなどリスクの高い事例がみられるほか、直近（5月13日～19日）の変異株スクリーニング検査において12人中11人が陽性となるなど、変異株への置き換わりが急速に進んでいます。

全県に目を向けると、直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数は13.35人（陽性者数272人）となっているほか、受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は40.1%と、4月8日に発出した「医療警報」の目安の25%を大幅に超過し、「医療非常事態宣言」の目安である50%に迫りつつあります。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設準備等により、全県における陽性者の受入体制の強化に努めていますが、上伊那圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在レベル4として特別警報Ⅰを発出している上伊那圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村について、6月5日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村における県の対策強化について

5市町村におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。5市町村にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、『医療警報』発出中、特にお願いしたいこと（別紙）に沿った対応を徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。）

（住民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食については、自宅等で行われるものも含めて自粛するよう協力を要請します
- ③ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ④ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

5 市町村にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触機会を極力減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が 5 市町村を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患のある方等を守るため、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等
65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30 以上）の方

② 大人数・長時間の会食については、自宅等で行われるものも含めて自粛するよう協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

5 市町村にお住まいの皆様、自宅も含め、同居のご家族以外で行う 5 人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意した上で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくよう協力を要請します。

③ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

5 市町村にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう引き続き協力を要請します。

④ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

5 市町村にお住まいの方に、リモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、感染拡大地域^{※1}及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域^{※2}への訪問の自粛について協力を要請します。

(特措法第 24 条第 9 項)

※1 直近 1 週間の人口 10 万人当たり新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県

※2 ※1 の地域とともに、県ホームページで随時お知らせしています。

また、感染拡大地域及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域からの 3 市町村への来訪についても、できるだけ控えていただくよう協力を要請します。

(事業者等への協力要請)

⑤ 事業所に対して感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進について協力を要請します

⑥ 医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して感染防止策の徹底について協力を要請します

⑦ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

⑤ 事業所に対して感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進について協力を要請します

5 市町村の事業所に対して、屋内における適切な換気、車やバスで複数人が移動する際の確実なマスクの着用・適切な換気、休憩時間などいわゆる居場所の切り替わりによる気の緩みへの注意喚起などの感染防止策を徹底するとともに、人との接触機会を減らすため、

可能な限り、在宅勤務・テレワークを推進するよう協力を要請します。

⑥ 医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して感染防止策の徹底について協力を要請します

県内では医療機関や福祉施設、学校や保育所等における感染例が確認されています。これまでも対策を講じるよう呼びかけていますが、改めて医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して、さらなる感染防止策の徹底について協力を要請します。

⑦ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

5 市町村において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様は、県への事前相談の徹底を求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

(事業者への支援、積極的な検査の実施等)

⑧ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します

⑨ 飲食店の従業員等に対し積極的な検査を行います

⑩ 変異株スクリーニング検査等を徹底して実施します

⑪ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても検討を要請します

⑧ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します

地域経済を活性化するために 5 市町村が行う事業者支援の取組を支援します。

⑨ 飲食店の従業員等に対し積極的な検査を行います

飲食店の従業員等に対し積極的な検査を実施し、感染拡大の封じ込めを図ります。

⑩ 変異株スクリーニング検査等を徹底して実施します

原則として、すべての陽性者に対して変異株スクリーニング検査を行うとともに、変異株陽性者の濃厚接触者はもとより、接触者についても徹底的に検査を行います。

⑪ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等を含め必要な措置を検討します。5 市町村に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民一人ひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

令和3年5月10日

感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている変異株が県内においても5割を超えて確認されるなど、従来株からの置き換わりが進んでいます。また、改めて緊急事態宣言が発出されるなど、全国的な感染の拡大は継続しています。

このような厳しい状況下ではありますが、県としては、医療提供体制への負荷を下げ、社会経済活動を段階的に回復させることを目指し、県民の皆様とともに目標を掲げて全力で取り組みます。

県民の皆様におかれましても、改めて、次の点にご協力をお願いします。

長野県知事 阿部 守一

1 人との接触機会をできるだけ減らしてください。高齢者、基礎疾患がある方は特に慎重な行動をお願いします。

- ・ 混雑している場所や時間は避けて
- ・ 大人数での会食や会合は控えて
- ・ マスクは正しく着用を（鼻を覆い、できるだけ隙間なく）
- ・ マスクを着けていても人との距離は最低1メートルの確保を
- ・ 密閉、密集、密接を避け、「0（ゼロ）密」で（室内においては換気の徹底を）
- ・ 職場では、在宅勤務・テレワーク、時差出勤、休憩時間の分散化の推進を

2 県外への訪問や帰省等の往来については、慎重に検討をお願いします。特に感染拡大地域※との不要不急の往来はできるだけ控えてください。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。

- ・ 往来の必要性についてご家族などと相談を
- ・ どうしても往来が必要な場合は、会食などのリスクの高い行動は避けて

3 重症化予防と感染拡大防止のため、早期発見、早期対応に努めてください。

- ・ 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等の風邪症状がある場合は外出せず、速やかにかかりつけ医等に相談を
- ・ 感染拡大地域と往来された方、人混みや密な環境にいた方、普段一緒にいない方と接触した方などは特に丁寧な健康観察を

4 飲食店をご利用の際は、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を守っていただき、「新型コロナ対策推進宣言」を実施している店舗をご利用ください。

- ・ 現在、新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただく「信州の安心なお店」認証制度を進めていますので、ご利用をお勧めします。

目標：全圏域の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数概ね100人未満）
かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満

時期：5月31日までに実現

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があります。患者・陽性者や医療従事者、感染拡大地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。